

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行				改正				改正理由
別表2(第7条第4項関係)				別表2(第7条第4項関係)				
部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
国際交流・広報・社会貢献	<p>◎理事(学術・研究担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・次長のうちから部会長が指名する者 2人 ・その他部会長が必要と認めた者 	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課国際交流室	国際交流・広報・社会貢献	<p>◎理事(経営・企画担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・次長のうちから部会長が指名する者 2人 ・その他部会長が必要と認めた者 	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課国際交流室	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則(令和2年5月25日教規程第25号)

この規程は、令和2年5月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。